立川市児童合唱団育成会会則

（名　称）

第１条　本会は、「立川市児童合唱団育成会」と称し、事務局を会長宅に置く。

（目　的）

第 2 条　育成会は、立川市児童合唱団参加者相互の親睦と融和を図り、児童の健全育成と事業運営をするとともに、合わせて地域文化の向上に寄与することを目的とする。

（事　業）

第 3 条　育成会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）合唱団の運営

（２）参加者相互の親睦を図るレクリエーション事業等の実施

（３）その他、本会の目的を達成するに必要とされる事業

（会　員）

第 4 条　育成会の会員は、立川市児童合唱団の団員の保護者をもって構成する。

（役　員）

第 5 条　育成会には、事業及び会務を執行するため次の役員を置く。

（1）会　長　　1 名

（2）副会長　　1 名

（3）渉　外　　1 名

（4）庶　務　　1 名

（5）広　報　　1 名

（6）会　計　　1 名

（7）監　査　　2 名

２　役員は、育成会会員の互選により総会において選出する。

３　任期は 1 年とする。ただし、会計を除き再任を妨げない。

４　合唱団の育成に賛同する顧問を置くことができる。

（運　営）
第６条　育成会は、次の事業等に関する事項を審議・決定するため、会員で構成した総会を原則として １ 年に１回定期に開催する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

（１）　事業計画及び予算に関すること

（２）　事業報告及び決算に関すること

（３）　役員選出

（４）　会則の改正

（５）　その他、必要な事項

２　役員会は、総会の決定に基づき事業及び会務を執行し、必要に応じてそれらを会員に実施させることができる。
３　総会及び役員会は、会長が招集を行う。
４　総会及び役員会は、過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決するものとする。

（財　政）
第７条　 指導者謝礼、演奏会経費など直接運営に係わる経費は、団費及び他からによる支援金によるものとする。
２　事業実施に伴い、役員会が必要と認めた場合は臨時に会費を集めることができるものとする。
２　楽譜や合宿費用など団員に係わる経費は原則として参加者の負担とする。
３　参加児童の団費は月額３，５００円とする。納入は４月と10月に各２１，０００円を指定の口座に振り込むものとする。
４　新規に入団する者は、入団金として５，０００円を納入することとする。ただし、入団月の団費は免除とする。
５　会計年度は、４月１日から翌年３月31日までとする。

この会則を改正する場合は、育成者の過半数をもって決するものとする。

この会則は、平成19年10月１日から施行する。

立川児童合唱団育成会会則　別紙１

<u>役員及び育成者役割分担について</u>

新年度より役員の構成を以下の通りとする。各役員は、それぞれ数名の育成者で部会を構成しそれを運営していくものとする。各育成者はいずれかの部会に所属し、役員と共に会を運営していくものとする。役員は会長の招集によって役員会を適宜開催し、役員と部員の意思疎通を図り合唱団の運営をスムーズに行うものとする。なお、現状では育成者の人数が限られていることもあり、役員の兼任は妨げない。

[新役員]

会　長	1名
副会長	1名
渉　外	1名
庶　務	1名
広　報	1名
会　計	1名
監　査	2名

[各役員の主な役割]

＜会　長＞	立川児童合唱団育成会の代表責任者
＜副会長＞	会長補佐・代行、新入団員対応、団員・育成者への連絡管理責任者
＜渉　外＞	対外交渉責任者（演奏会、合宿、賛助者、練習場確保など） 練習サポート運営（毎回の育成者練習当番制）の責任者
＜庶　務＞	備品、ユニフォーム、楽譜などの管理責任者 行事企画運営責任者（定期演奏会、その他演奏会、レクレーションなど）
＜広　報＞	広報・宣伝の責任者（ブログ運営、チラシ・チケット・ポスターなど） ビデオ・写真撮影及び管理責任者
＜会　計＞	予算・決算管理責任者（団費徴収、指導料支払い、その他の会計管理）
＜監　査＞	年度末決算の監査

（１）各部の会議は担当役員が適宜開催し、開催実施の許可・報告を会長・副会長へ行う。
（２）部会議・集会等を実施した場合は役員が必ず記録を残す。
（３）ここに記載されている役割に当てはまらないもの、新規・追加の役割が出てきた場合は、会長・副会長の権限により、適当な役員へ振り分けるものとする。
（４）演奏会のゲネプロ・当日の運営は庶務担当だけではなく、その都度、庶務役員が育成者を招集して演奏会を運営するものとする。
（５）第13期役員の任期は変則的に2007年11月～2009年3月までの1年半とする。